

様式第二十五号(第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係)

(一) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)又は医薬部外品の場合

動物用医薬品(医薬部外品)製造所廃止		(休止)	届出書
		(再開)	
		年	月 日
農林水産大臣 殿			
		住所	
		氏名 (法人にあつては、名)	
		(称及び代表者の氏名)	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品(医薬部外品)製造所の廃止 (休止)			
(再開) を下記のとおり届け出ます。			
記			
許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号			
1	業務を廃止 (休止) した製造所の名称及び所在地		
	(再開)		
2	業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由		
3	参考事項		

(日本産業規格A4)

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所廃止 $\left(\begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$ 届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名 $\left(\begin{array}{c} \text{法人にあつては、名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所の廃止 $\left(\begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$ を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号

- 1 業務を廃止 $\left(\begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$ した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

(日本産業規格A4)

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三) 再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造所廃止（休止）
再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人にあつては、名）
称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第2項の規定により動物用再生医療等製品製造所の廃止（休止）
再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号

- 1 業務を廃止（休止）
再開）した製造所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本産業規格A4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。